

答 申 第 1 6 号

平成 2 5 年 1 月 1 0 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 4 年 7 月 3 1 日付け鎌職第 8 1 0 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「平成24年4月20日記者発表資料『職員の懲戒処分等について』の文書一式及び処分決定に係る起案文書」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成24年7月20日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、異議申立ての対象となった「兼業禁止規定違反に関する懲戒処分（他市等事例）資料4」のうち、別表に掲げる部分は公開することが妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成24年6月4日付け鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成24年4月20日記者発表資料『職員の懲戒処分等について』の文書一式及び処分決定に係る起案文書」について行政文書公開請求を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成24年6月15日付け鎌倉市指令職第4号で行政文書一部公開決定処分を行ったが、公開しない部分の概要について一部変更があったため、新たに平成24年7月20日付け鎌倉市指令職第6号で行政文書一部公開決定処分を行った（以下「本件処分」という。）。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、平成24年6月20日付けで、実施機関に対し、本件処分により一部非公開とした「営利企業等従事制限規定違反をした職員に係る懲戒処分及び行政措置処分について」の起案文書に添付された「兼業禁止規定違反に関する懲戒処分（他市等事例）資料4」（以下「本件対象文書」という。）の被処分者以外の項目の欄に記載されている内容について、行政不服審査法第6条の規定により、一部取消しを求めて異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分のうち異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人から平成24年8月29日付けで提出された意見書及び平成24年11月1日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 本件対象文書について、実施機関は、各市等のホームページで公表されている処分に係る情報又はインターネット上の記事に基づき各市等に問い合わせを行い確認した情報を記述していると主張している。続いて、本件対象文書の項目のうち団体名、被処分者及び内容欄に記載されている内容を条例第6条第1号該当により一部非公開とした旨主張しているが、団体名及び内容欄に記載されている内容を非公開とすることは不当である。

さらに、実施機関は、他市等の情報を本市が作成した資料で公開することは適当ではないと判断した旨主張するが、「適当ではないと判断」がいかなる事実に基づき認定したのかを記載する必要がある。

イ 実施機関は、本件対象文書の項目のすべて（団体名、処分日、処分内容、被処分者、内容及び上司処分）の欄に記載されている内容は人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため条例第6条第4号エ該当により一部非公開とした旨主張するが、団体名、処分日、処分内容、内容及び上司処分欄に記載されている内容は、「特定の者にとって不利となるような内容」であるとは推認できないため公開すべきである。

また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

行政文書一部公開決定理由説明書及び平成24年10月4日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

ア 本件対象文書は、市長の諮問に応じ職員の懲戒処分について調

査審議する鎌倉市職員考査委員会（以下「委員会」という。）において、その処分の内容を検討する際の参考資料として作成した資料である。この資料の作成に当たっては、各市等のホームページで公表されている処分に係る情報又はインターネット上の記事に基づき各市等に問い合わせを行い確認した情報を記述している。

本件対象文書のうち条例第6条第1号に該当する項目は、団体名、被処分者及び内容欄に記載されている内容であり、これを公開することによって、個人が特定される可能性があり、当該処分を行った市等が公表するのであれば問題はないと考えるが、本市の作成した資料で公開することは適当ではないと判断した。

イ 条例第6条第4号エに該当する項目は、団体名、処分日、処分内容、被処分者、内容及び上司処分欄に記載されている内容である。委員会は、懲戒処分に係る答申をするに当たり、本件対象文書と鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、職員の処分量定を検討し、市長に答申するものである。よって、本件対象文書を公開することは委員会での公平な審議に影響を及ぼすとともに、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な基準が推測される情報を公開することとなり、今後の懲戒処分等の適否、軽重等の判断に大きな影響を与えるものであるため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると判断したものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、市長の諮問に応じ職員の懲戒処分について調査審議する委員会において、懲戒処分の内容を検討する際の参考資料として作成された資料4の「兼業禁止規定違反に関する懲戒処分（他市等事例）」であり、他市等の懲戒処分に関する情報（団体名、処分日、処分内容、被処分者、内容、上司処分）が記載されている（以下「本件情報」という。）。

そこで、本件対象文書について条例第6条第1号又は第4号エに該当するとして一部非公開とした実施機関の主張について、以

下、検討する。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号本文では、「個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定しており、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（中略）の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても公開しなければならないと規定している。

イ 実施機関は、本件対象文書の作成にあたっては、各市等のホームページで公表されている処分に係る情報やインターネット上の記事に基づき各市等に問い合わせを行い確認した情報を記述した旨主張している。そのため、当審査会が実施機関に対し、インターネット上の記事に基づき各市等に問い合わせをした内容について確認したところ、電話でのやりとりであったため、その内容については確認できないとのことであった。そこで、インターネット上に本件情報が掲載されているか否かの調査を行ったところ、本件情報はインターネット上に掲載されていることが確認できた。

したがって、本件情報が既に公開されていることからすると、本件情報のうち、団体名欄、処分日欄、被処分者欄及び内容欄の年月日が公開された場合、この情報と既に明らかになっている情報とを組み合わせることによって、当該団体の関係者らが被処分者を特定することは可能であることから、団体名欄、処分日欄、被処分者欄及び内容欄の年月日は、特定の個人を識別

することができる情報と認められる。

一方、本件情報は、インターネット上に掲載されているので、条例第6条第1号ただし書アの慣行として公開されている情報に該当するかについて、以下、検討する。

本件情報は既に公開されており、その事実は周知のものであり、被処分者は一定の社会的制裁を受けたものと考えられる。その後、条例に基づく公開請求のつど本件情報が公開されることは、被処分者に再度の制裁を加えることになる可能性があることは否定できない。この点につき、条例第3条では、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならないと規定していることを勘案すれば、公表の時点から時間が経過するに従い、その認知度が薄れるとともに、被処分者の権利利益を守る必要性は増すものである。過去のある時点において本件情報が公表された事実のみをもって、公にされている情報とはいえ、みだりに公開されるべき情報とみることはできないと言うべきである。

本件情報は条例第6条第1号ただし書アには該当しないので、団体名欄、処分日欄、被処分者欄及び内容欄の年月日は非公開が妥当である。

ただし、団体名の左欄、処分内容欄、内容欄の年月日以外及び上司処分欄の一部は、既に明らかになっている情報と組み合わせたとしても、特定の個人を識別することができる情報とは認められないので、条例第6条第1号には該当しない。

ウ 条例第6条第1号ただし書イ及びウの該当性については、その内容及び性質から該当しないことは明らかである。

(3) 条例第6条第4号エ該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、独立法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定しており、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

これは、実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業の中に

は、その性質や目的から、その事務又は事業の執行前あるいは執行の過程において情報を公開することにより、実施の目的を失い、又は特定なものに不当な利益を与える結果となり、市民全体の利益を損なうおそれのあるものがあるため、これらの情報を非公開とすることにより、その事務又は事業の公正又は円滑な執行を確保しようとするものである。

なお、本号で例示している各規定は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

イ 実施機関は、本件対象文書を公開することは委員会での公平な審議に影響を及ぼすとともに、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な基準が推測される情報を公開することとなり、今後の懲戒処分等の適否、軽重等の判断に大きな影響を与えるものであるため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。しかし、「おそれ」とは、単に行政機関の主観においてそのおそれがあると判断されるだけでなく、客観的にそのおそれがあると認められることが必要である。「おそれ」があるか否かの判断に当たっては、行政文書の個別具体的な記載文言等から、事務又は事業の遂行に支障を生じることについて、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められなければならないところ、実施機関の主張する前記の「おそれ」は、抽象的にすぎず、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

さらに、前記4(2)イのとおり、本件情報は既に公開されており、本件対象文書を公開したとしても、今後、反復継続して行われる同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、本件情報は条例第6条第4号エには該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

該当する項目名の欄	公開すべき部分
団体名の左欄	全部
処分内容欄	全部
内容欄	以下の①から⑧を除いたその余の部分 ① 1行目1文字目から21文字目まで ② 2行目7文字目から14文字目まで ③ 5行目30文字目から36文字目まで ④ 7行目8文字目から18文字目まで ⑤ 8行目1文字目から21文字目まで ⑥ 10行目1文字目から21文字目まで ⑦ 12行目1文字目から19文字目まで ⑧ 13行目1文字目から28文字目まで
上司処分欄	1行目3文字目及び4文字目 を除いたその余の部分

備考1 行数は、上段の項目名を除き文字が記載された行を上から数えた。

備考2 文字数は、上段の項目名の欄ごとに左から数えた。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 4 / 6 / 4	行政文書公開請求書が提出される
6 / 1 5	行政文書一部公開決定通知書送付
6 / 2 0	異議申立書が提出される (担当課 : 職員課)
7 / 2 0	行政文書一部公開決定通知書送付 (理由の追加)
7 / 3 1	審査会に対し諮問
8 / 2	第 4 1 回 審査会で審議
8 / 3	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
8 / 2 1	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
8 / 2 7	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
8 / 2 9	異議申立人から意見書を受理
8 / 3 0	実施機関に意見書 (写) 送付
8 / 3 0	第 4 2 回 審査会で審議
1 0 / 4	第 4 3 回 審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 1 / 1	第 4 4 回 審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
1 2 / 3	第 4 5 回 審査会で審議
2 5 / 1 / 1 0	答申